

とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成19年栃木県条例40号）第2条に規定するとちぎの元気な森づくり事業（以下「事業」という。）について、透明性、公平性を確保するために評価等を行う、とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や効果について検証・評価すること。
- (2) 事業の見直しに関すること。
- (3) その他事業の推進に必要な事項を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認めれる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月14日から適用する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年6月14日現在で委員会の委員である者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 1 日現在で委員会の委員である者の任期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 (2021) 年 7 月 20 日から適用する。